



宮 崎 県 公 報

平成19年 5 月31日 (木曜日) 第 1883 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… (“) 1
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 2
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の廃止…………… (“) 2
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の休止…………… (“) 2
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… (“) 2
○生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“) 3
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 3
○公有水面埋立ての出願の要領…………… (漁港漁場整備課) 3
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 4

○道路の供用の開始 (2件) …………… (道路保全課) 4
公 告
○家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植講習会の開催…………… (畜産課) 5
○落札者等の公告 (2件) …………… 5
病院局公告
○落札者等の公告 (3件) …………… 5
選挙管理委員会告示
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 6
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 6
県議会告示
○宮崎県議会議会運営委員会委員の定数…………… 6
正 誤
○平成19年 3 月16日付け県公報 (号外第23号) 中…………… 6
○平成19年 3 月30日付け県公報 (号外第28号) 中…………… 6
○平成19年 3 月30日付け県公報 (号外第29号) 中…………… 6
○平成19年 3 月30日付け県公報 (号外第43号) 中…………… 7

告 示

宮崎県告示第 511号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
押領司内科医院	延岡市安賀多町 5 丁目 3 - 2	平成19年 5 月 1 日
山田内科・循環器科	小林市大字細野1676番地 4	平成19年 5 月 1 日
すぎお医院	西都市上町 1 丁目94番地	平成19年 5 月 1 日
坂本整形外科	宮崎郡清武町大字今泉甲85番地 2	平成19年 5 月 1 日
たにはた整形外科	児湯郡新富町大字上富田7760番地	平成19年 5 月 1 日
森迫胃腸科内科	東臼杵郡門川町須賀崎 1 丁目40番地 1	平成19年 5 月 1 日
長田整形外科	東臼杵郡門川町中須 3 丁目32番地 3	平成19年 5 月 1 日
こくぼ歯科	宮崎郡清武町大字木原字尾ノ下90番 1	平成19年 5 月 1 日

宮崎県告示第 512号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
山田内科・循環器科	小林市大字細野1676番地 4	平成19年 4 月30日
すぎお医院	西都市上町 1 丁目94番地	平成19年 4 月30日
坂本整形外科	宮崎郡清武町大字今泉甲85番地 2	平成19年 4 月30日
たにはた整形外科	児湯郡新富町大字上富田7760番地	平成19年 4 月30日
長田整形外科	東臼杵郡門川町中須 3 丁目32番地 3	平成19年 4 月30日
森迫胃腸科内科	東臼杵郡門川町須賀崎 1 丁目40番地 1	平成19年 4 月30日
こくぼ歯科	宮崎郡清武町大字木原字尾ノ下90番 1	平成19年 4 月30日

調剤薬局同仁堂	延岡市愛宕町 2 丁目 1 番地 9	平成19年 4 月30日
とがし都農薬局	児湯郡都農町大字川北4817番地	平成19年 4 月20日

宮崎県告示第 513号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成19年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社愛ヴィレッジ	宮崎市大字熊野5772番地 2	訪問看護ステーションどんぐり	宮崎郡清武町大字木原5923-イ号	平成19年 2 月 1 日
株式会社笑顔	都城市平塚町3183番地 6	訪問介護ステーション笑顔	都城市平塚町3183番地 6	平成19年 5 月 1 日
有限会社エイジ	延岡市浜町 5090番地	サンハート延岡デイサービスセンター	延岡市浜町 5090番地	平成19年 4 月 1 日
有限会社さくら総合産業	小林市大字南西方1130番地77	コスモス温泉 健康村	小林市大字南西方1112番地 144	平成19年 2 月 1 日
有限会社さくら総合産業	小林市大字南西方1130番地77	コスモス温泉デイサービスセンター	小林市大字南西方1130番地77	平成19年 5 月 8 日
有限会社ダイショー	日向市日知屋古田町37番地	アクティブライフかわせみ	日向市日知屋古田町41番地	平成19年 5 月 1 日
有限会社不老閣	東諸県郡国富町大字八代南俣2047-1	紫雲台 ヘルパーステーション	東諸県郡国富町大字伊佐生99番地	平成19年 4 月 1 日
有限会社一期一会	東諸県郡国富町大字宮王丸 520番地	サンシャイン デイサービスセンター	東諸県郡国富町大字本庄6551番地	平成19年 4 月 2 日

宮崎県告示第 514号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において

準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
富樫登貴子	児湯郡都農町大字川北4817	とがし都農薬局	児湯郡都農町大字川北4817	平成19年 4 月20日
有限会社一期一会	東諸県郡国富町大字宮王丸 520番地	デイサービス吉祥庵	東諸県郡国富町大字須志田 137-1	平成19年 4 月30日

宮崎県告示第 515号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成19年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社団静雄会	都城市上町 10街区24号	藤元上町病院	都城市上町 10街区24号	平成19年 4 月18日

宮崎県告示第 516号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台 2 の 9	アイリスケアセンター都城	都城市北原町 5 街区 1 号レジデンスアサヒ 1 階

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
アイリスケアセンター都城	ニチイケアセンター都城	平成19年 4 月 1 日

宮崎県告示第 517号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成19年 5月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 届出をした指定介護機関（居宅介護事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人光紀会	延岡市古川町74番地 1	訪問介護センター なないろ会	延岡市本小路94番地 1

2 届出事項

居宅介護事業所の名称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市本小路94番地 1	延岡市古川町74番地 1	平成19年 4月 1日

宮崎県告示第 518号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成19年 5月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
鳥 飼 慶	高千穂町国民健康保険病院	高千穂町	眼科	平成19年 5月 1日
白 濱 知 広	医療法人泉和会千代田病院	日向市	呼吸器科	〃
久 保 恵 是	都城市郡医師会病院	都城市	循環器科	〃
矢 澤 省 吾	県立延岡病院	延岡市	神経内科	〃
青 山 剛 士	五ヶ瀬町国民健康保険病院	五ヶ瀬町	内科	〃

池 園 徹	医療法人社団杉杏会杉本病院	延岡市	内科	平成19年 5月 1日
川 越 宏 文	医療法人慶明会けいめい記念病院	国富町	内科	〃
鈴 木 良 彦	医療法人慶明会けいめい記念病院	国富町	内科	〃
田 村 大 宗	医療法人社団杉杏会杉本病院	延岡市	内科	〃
永 井 朋 人	医療法人慶明会けいめい記念病院	国富町	内科	〃
松 本 充 峰	県立延岡病院	延岡市	内科	〃
岡 原 一 徳	医療法人慶明会けいめい記念病院	国富町	脳神経外科	〃
濱 野 克 彦	医療法人聖山会川南病院	川南町	泌尿器科	〃
池 井 義 彦	医療法人養気会池井病院	小林市	麻酔科 外科 内科 泌尿器科	〃

宮崎県告示第 519号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、平成19年 5月31日から 3 週間、宮崎県農政水産部漁港漁場整備課、中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成19年 5月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 出願の日
平成19年 5月 9日
- 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所
宮崎県
宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目10番 1号
宮崎県知事 東国原英夫
宮崎県宮崎市広島 1 丁目 7 番21号
- 埋立区域
(1) 位置

宮崎県児湯郡川南町大字平田字四海5053番1、5053番10、5053番11並びに、川南町大字平田字持場5109番1、5109番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑭の地点を結んだ線により囲まれた区域（地点の位置は別表1のとおり）

(3) 面積

3,158.11㎡

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宮崎県児湯郡川南町大字平田字四海5053番1、5053番10、5053番11並びに、川南町大字平田字持場5109番1、5109番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とエの地点を結んだ線により囲まれた区域（地点の位置は別表2のとおり）

(3) 面積

22,246.75㎡

5 埋立地の用途

漁港施設用地

別表 1

地点	地 点 の 位 置		
①の地点	川南漁港東防波堤灯台（北緯32度9分55秒、東経131度33分26秒）から 264度21分49秒 462.48mの地点		
②の地点	①の地点から	202度46分37秒	51.50mの地点
③の地点	②の地点から	292度46分37秒	122.28mの地点
④の地点	③の地点から	2度30分36秒	4.37mの地点
⑤の地点	④の地点から	317度07分33秒	6.93mの地点
⑥の地点	⑤の地点から	295度32分12秒	10.01mの地点
⑦の地点	⑥の地点から	297度59分37秒	8.35mの地点
⑧の地点	⑦の地点から	22度46分37秒	6.50mの地点
⑨の地点	⑧の地点から	112度46分37秒	110.10mの地点
⑩の地点	⑨の地点から	22度46分37秒	75.70mの地点
⑪の地点	⑩の地点から	112度46分37秒	2.80mの地点
⑫の地点	⑪の地点から	202度46分37秒	56.90mの地点
⑬の地点	⑫の地点から	112度46分37秒	20.10mの地点
⑭の地点	⑬の地点から	22度46分37秒	18.00mの地点

別表 2

地点	地 点 の 位 置		
アの地点	川南漁港東防波堤灯台（北緯32度9分55秒、東経131度33分26秒）から 274度38分17秒 422.59mの地点		
イの地点	アの地点から	202度46分37秒	144.93mの地点
ウの地点	イの地点から	292度46分37秒	153.50mの地点
エの地点	ウの地点から	22度46分37秒	144.93mの地点

宮崎県告示第 520号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年5月31日から平成19年6月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年5月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
51	県道	中野原美々津線	日向市大字幸脇字天狗日暮1421番1地先から同市同大字同字1423番6地先まで	旧	5.7 ~ 23.4	88.2
				新	38.0 ~ 76.8	

宮崎県告示第 521号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年5月31日から平成19年6月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年5月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原延岡線	東臼杵郡門川町大字川内字上ノ鶴2355番1地先から同郡同町同大字同字2355番1地先まで	旧	4.8 ~ 9.3	41.8
				新	7.9 ~ 10.0	

宮崎県告示第 522号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年5月31日から平成19年6月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年5月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
51	県道	中野原美々津線	日向市大字幸脇字天狗日暮1421番	平成19年5月31日

1 地先から
同市同大字
同字1423番
6 地先まで

宮崎県告示第 523号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月31日から平成19年 6 月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
225	県道	八重原 延岡線	東臼杵郡門 川町大字川 内字上ノ鶴 2355番 1 地 先から同郡 同町同大字 同字2355番 1 地先まで	平成19年 5 月31日

公 告

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項に規定する平成19年度の家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成19年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 開催期日
平成19年 8 月27日（月曜日）から 9 月27日（木曜日）まで
- 開催場所
西諸県郡高原町大字広原5066番地 宮崎県畜産試験場
- 家畜の種類
牛
- 受講申込手続
 - 受講願書の受付期間
平成19年 6 月11日（月曜日）から 6 月22日（金曜日）まで
 - 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所
 - 受講願書の提出
所定の受講願書に最近 3 箇月以内撮影の写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。
- 受講手数料
35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
 - テキストは、社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都中央区京橋 1 丁目19番地 8 大野ビル 5 階電話03-5250-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜受精卵移植編）を使用す

るのであらかじめ準備すること。

- この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産課（電話0985-26-7139）にすること。

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成19年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 随意契約に係る調達件名及び数量
電子計算機賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県地域生活部情報政策課システム運用担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 随意契約の相手方を決定した日
平成19年 4 月 1 日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 随意契約に係る契約金額
63,000,000円
- 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 2 号に該当

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成19年 5 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 落札に係る物品等の名称及び数量
牛海綿状脳症用 E L I S A キット 61,500頭（予定検査頭数）
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10番 1 号
- 落札者を決定した日
平成19年 3 月20日
- 落札者の氏名及び住所
株式会社トーアサイエンス 宮崎市老松 2 丁目 3 番25号
- 落札金額
1 検体当たり 675.15円
- 一般競争入札の公告を行った日
平成19年 2 月 5 日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成19年 5 月31日

県立宮崎病院長 豊 田 清 一

- 落札に係る調達件名
県立宮崎病院清掃業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局等
県立宮崎病院総務課 宮崎市北高松町 5 番30号
- 落札者を決定した日
平成19年 3 月27日

- 4 落札者の氏名及び住所
第一ビル管理株式会社 宮崎市吉村町大町甲1990番地
- 5 落札金額
72,765,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成19年2月13日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成19年5月31日

県立延岡病院長職務代理者 副院長 窪田 悦二

- 1 落札に係る調達件名
県立延岡病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立延岡病院医事課財務担当 延岡市新小路二丁目1番地10
- 3 落札者を決定した日
平成19年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社サンメンテナンス 大阪市中央区常盤町二丁目2番5号
- 5 落札金額
37,569,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成19年2月13日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。
平成19年5月31日

県立日南病院長 脇坂 信一郎

- 1 落札に係る調達件名
県立日南病院清掃業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等
県立日南病院医事課財務担当 日南市木山一丁目9番5号
- 3 落札者を決定した日
平成19年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社サンメンテナンス 大阪市中央区常盤町二丁目2番5号
- 5 落札金額
30,208,500円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成19年2月13日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年5月19日現在次のとおりである。

平成19年5月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友 慶二
選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,838人
選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数 223,650人

宮崎県選挙管理委員会告示第55号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数は、平成19年5月19日現在次のとおりである。

平成19年5月31日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若友 慶二
都城市選挙区 46,462人

県議会告示

宮崎県議会告示第七号

宮崎県議会委員会条例（昭和三十一年宮崎県条例第四十七号）第四十条の規定により、宮崎県議会運営委員会委員の定数を十人と定めた。

なお、宮崎県議会運営委員会委員の定数（平成十五年宮崎県議会告示第五号）は、廃止する。

平成十九年五月三十一日

宮崎県議会議長 坂口 博美

正 誤

平成十九年三月十六日付け県公報（号外第一十三号）中

ページ	段	行	誤	正
1	下	十八	「（第6条関係）」 を「（第3条関係）」	「（第6条、第8条 関係）」や「（第3 条、第5条関係）」

平成十九年三月三十日付け県公報（号外第一十八号）中

ページ	段	行	誤	正
四	下	十二	「その他の職員と して」	「その他の職員 の職員として」
五	上	十八	「その他の職員と して」	「その他の職員 の職員として」

平成十九年三月三十日付け県公報（号外第十九号）中

ページ	段	行	誤	正
六	上	五	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 知事 副知事 出納長 部長 次長 課長 課長補佐 担当 リーダー 課員 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 知事 副知事 部長 次長 課長 課長補佐 担当 リーダー 課員 </div> を に改める。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 知事 副知事 出納長 部長 次長 課長 課長補佐 担当 リーダー 課員 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 知事 副知事 部長 次長 課長 課長補佐 担当 リーダー 課員 </div> を に改める。

平成十九年三月三十日付け県公報(号外第四十三号)中

ページ	段	行	誤	正
一	下	五十二	決裁印	決裁印